

# まちの健全化判断比率等を公表します

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（通称「財政健全化法」）の一部が平成20年4月に施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定および公表が義務付けられました。

平成21年4月からは、同法が完全施行となり、**早期健全化基準**（黄信号）および**財政再生基準**（赤信号）を超過した場合、財政健全化計画および財政再生計画の策定が義務付けられます。

## 長島町の状況

財政健全化法に基づき、平成19年度決算について算出した各指標の状況は、次のとおりです。

- ① **実質赤字比率**および**連結実質赤字比率**については、一般会計、各公営企業会計ともに黒字であり、該当がないため、「—」と表示しています。
- ② **実質公債費比率**は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率（H17～19の3カ年平均）

で、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

③ **将来負担比率**については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額で、標準財政規模の約1.1倍となっています。

④ **資金不足比率**については、各公営企業会計ともに資金不足は生じておらず、該当がないため、「—」と表示しています。

## 1. 健全化判断比率

	長島町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
<b>実質赤字比率</b> 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	14.97%	20.0%
<b>連結実質赤字比率</b> 全会計を対象とした赤字比率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率	—	19.97%	40.0%
<b>実質公債費比率</b> 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率	17.9%	25.0%	35.0%
<b>将来負担比率</b> 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	111.9%	350.0%	

## 2. 資金不足比率

	平成19年度決算による数値				
	簡易水道事業	諸浦港埠頭	農業集落排水	漁業集落排水	特定地域生活排水
<b>資金不足比率</b>	—	—	—	—	—

### 標準財政規模とは

その地方公共団体の標準的な状態で、通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

平成19年度長島町標準財政規模 50億3800万円

◎問い合わせ先＝役場企画財政課財政係 TEL (86) 1111